

# ☆☆耐震シェルター設置事業☆☆

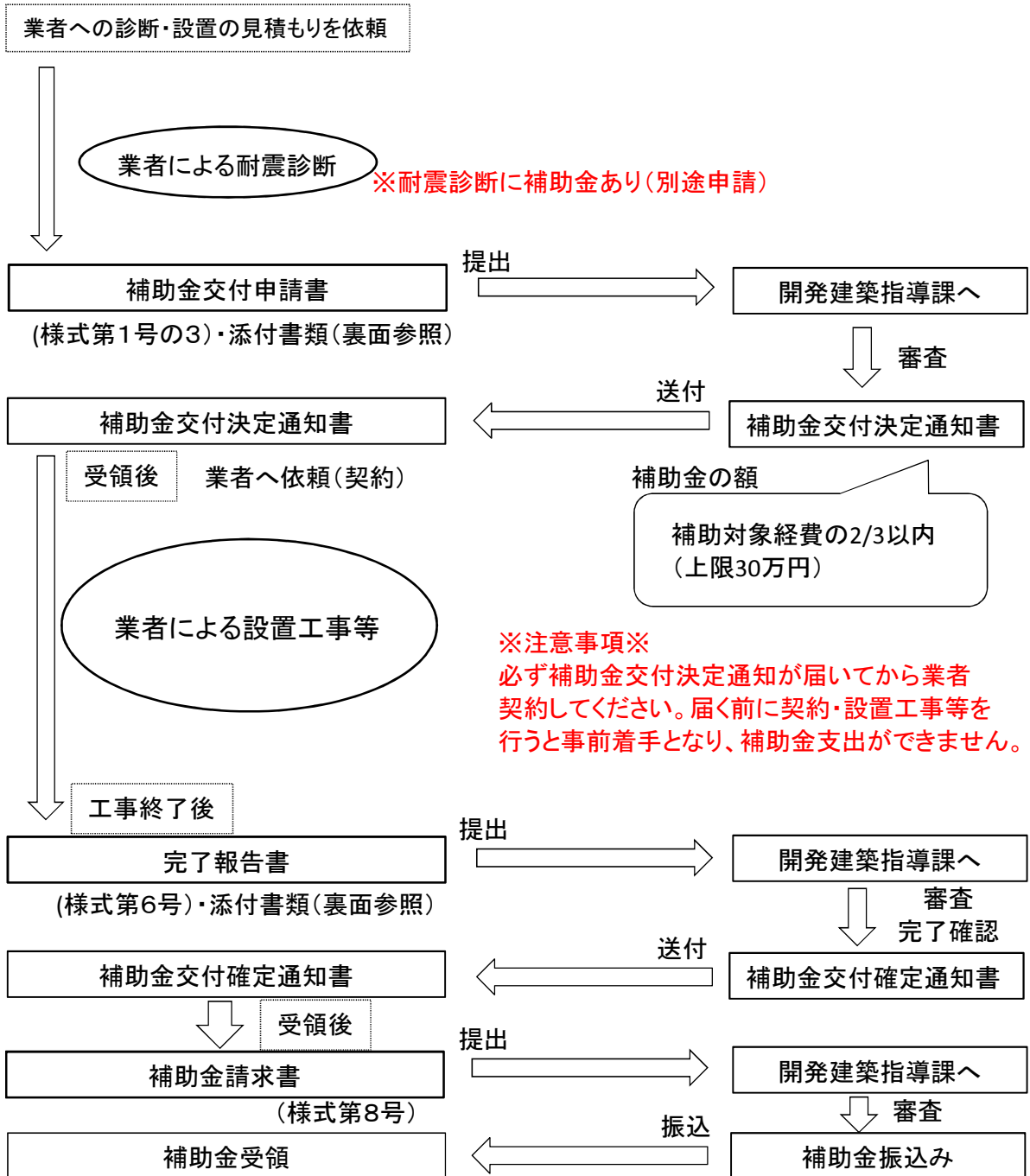
補助金受領までの流れ

～対象となる住宅の条件～

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの(当該部分が過半を占めるものに限る)
- ・木造の住宅、長屋、共同住宅であること  
(店舗等の用途を兼ねる場合は当該床面積が延床面積の1/2未満に限る)
- ・地上階数が3階以下であること
- ・耐震診断による1階部分の評点が1.0未満であること
- ・設置するシェルターが、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運用する木造住宅耐震改修工法技術評価委員会又は大分県知事の認定を受けたもの

～申請者～

～大分市～



※耐震診断に補助金あり(別途申請)

補助金の額  
補助対象経費の2/3以内  
(上限30万円)

※注意事項※  
必ず補助金交付決定通知が届いてから業者  
契約してください。届く前に契約・設置工事等  
を行うと事前着手となり、補助金支出ができません。

※振込には手続きに時間を要する場合があります

# 添付書類 一覧

## ・補助金申請時

- 補助金交付申請書（様式第1号の3）
- 所有者及び建築年が記載された官公署の発行した書類またはその写し
- 付近見取り図
- 診断表の写し（現況）
- 耐震改修（耐震シェルター）工事費の内訳書
- 木造住宅耐震改修工法技術評価委員会、又は大分県知事の認定書の写し
- 誓約書
- 委任する場合は委任状
- 耐震シェルター設置個所を示す平面図その他の図面
- 耐震診断の実施状況を確認することができる写真
- ※併用住宅の場合は概略平面図
- ※増築がある場合は増築部（増築年、面積、位置）がわかる書類
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります

## ・完了報告時

- 完了報告書（様式第6号）
- 耐震シェルター設置個所を示す平面図その他の図面
- 請求書又は領収書の写し
- 振込先を明記した委任状（補助金の代理受領を行う場合）
- 写真（施工前・施工状況及び施工後）
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります

**※変更がある場合は事前に相談を行うこと**